

議案第39号

**東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の
制定について**

東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東近江市子ども・子育て会議条例（平成25年東近江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市こども施策審議会条例

第1条中「条例は、」の次に「こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項並びに」を加え、「。以下「法」という。」を削り、「東近江市子ども・子育て会議」を「東近江市こども施策審議会」に改める。

第2条中「法」を「こども基本法第13条第3項及び子ども・子育て支援法」に、「東近江市子ども・子育て会議」を「東近江市こども施策審議会」に、「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会」に改める。

第3条中「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会の所掌事務」に、「次に掲げる事務を処理」を「次のとおりと」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に、「子ども・子育て支援施策」を「こども施策」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) こども基本法第2条第2項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する事項について調査審議すること。

第4条第1項中「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改める。

第6条から第10条までの規定中「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会」に改める。

第11条中「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会」に、「児童福祉に関する事務を所管する課」を「こども未来部」に改める。

第12条中「子ども・子育て会議」を「こども施策審議会」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

提案理由

こども基本法に基づく事務を所掌するため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。